

宝塚市告示第68号

市道路線の区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年） 4月6日

宝塚市長 森 臨 太 郎

供用開始日 令和8年（2026年） 4月6日

縦覧期間 令和8年（2026年） 4月6日から
令和8年（2026年） 4月20日まで

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時00分まで、道路管理課（市役所3階）で縦覧します。

市道路線の区域の変更及び供用の開始

| 整理 番号 | 路線名 | 認定区間 | | 重要な 経過地 | 備考 | |
|----------|--------|------|----|---------------|-------------|--------------------------|
| | | | | | 路線 延長 | 路線 幅員 |
| 4586 | 4586号線 | 変更前 | 起点 | 山手台東4丁目11-1 | m 332.40 | m 最大 6.00 最小 6.00 |
| | | | 終点 | 山手台東4丁目7-1287 | | |
| | | 変更後 | 起点 | 山手台東4丁目11-1 | m 540.60 | m 最大 13.00 最小 6.00 |
| | | | 終点 | 山手台東4丁目1-26 | | |
| 4587 | 4587号線 | 変更前 | 起点 | 山手台東4丁目7-1287 | m 80.75 | m 最大 6.00 最小 6.00 |
| | | | 終点 | 山手台東4丁目7-1287 | | |
| | | 変更後 | 起点 | 山手台東4丁目1-11 | m 271.65 | m 最大 6.00 最小 6.00 |
| | | | 終点 | 山手台東3丁目7-1379 | | |